

JR 山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会（第19回）
書面決議（令和4年10月25日）

〈協議事項〉

- 1 規約別表1山陰本線委員名簿の改正について
- 2 監査実施規程による監査員及び監査責任者の指名の改正について

〈協議資料〉

別添のとおり

J R山陰本線(園部～綾部)沿線地域公共交通活性化協議会委員名簿

(別表1)

分野	所属	職名
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科	教授 加藤 博和
利用者代表	綾 部 市	地元 利用 代表
	南 丹 市	地元 利用 代表
	京 丹 波 町	地元 利用 代表
交通事業者等	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京滋支社の指名する者
	京阪京都交通株式会社	京阪京都交通株式会社代表取締役の指名する者
	西日本ジェイアールバス株式会社	西日本ジェイアールバス株式会社 代表取締役の指名する者
	日本交通株式会社綾部営業所	日本交通株式会社綾部営業所長の指名する者
	京都タクシー株式会社	京都タクシー株式会社代表取締役の指定する者
道路管理者	国土交通省福知山河川国道事務所	国土交通省福知山河川国道事務所長の指名する者
	京都府南丹土木事務所	京都府南丹土木事務所長の指名する者
	京都府中丹東土木事務所	京都府中丹東土木事務所長の指名する者
公安委員会	京都府南丹警察署	京都府南丹警察署長の指名する者
	京都府綾部警察署	京都府綾部警察署長の指名する者
運輸行政	近畿運輸局交通政策部	近畿運輸局交通政策部長の指名する者
	近畿運輸局京都運輸支局	近畿運輸局京都運輸支局長の指名する者
観光地域づくり 団 体	一般社団法人森の京都地域振興社	一般社団法人森の京都地域振興社長の指名する者
計画作成者	京都府建設交通部	京都府建設交通部長の指名する者
	京都府南丹広域振興局	京都府南丹広域振興局長の指名する者
	京都府中丹広域振興局	京都府中丹広域振興局長の指名する者
	綾 部 市	綾 部 市長 の 指名 する 者
	南 丹 市	南 丹 市長 の 指名 する 者
	京 丹 波 町	京 丹 波 町 長 の 指名 する 者

「JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規定による
監査員及び監査責任者の指名の改正（案） 新旧対照表

改正案	改正前
<p>○「JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程による監査員及び監査責任者の指名</p> <p align="center"><u>令和4年 月 日</u></p> <p>「JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程（平成28年4月14日）第2条の規定により、会長は監査員及び監査責任者を次のとおり指名する。</p> <p>監査員 <u>西日本ジェイアールバス株式会社</u> <u>安全運行本部副本部長</u> 京阪京都交通株式会社 管理部企画課長※ 京丹波町企画情報課長</p> <p>監査責任者 京丹波町企画情報課長</p> <p>※2事業者を交互に指名する。</p>	<p>○「JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程による監査員及び監査責任者の指名</p> <p align="center">令和4年4月27日</p> <p>「JR山陰本線（園部～綾部）沿線地域公共交通活性化協議会」監査実施規程（平成28年4月14日）第2条の規定により、会長は監査員及び監査責任者を次のとおり指名する。</p> <p>監査員 西日本ジェイアールバス株式会社 安全運行本部計画部 安全運行本部副本部長 京阪京都交通株式会社 管理部企画課長※ 京丹波町企画情報課長</p> <p>監査責任者 京丹波町企画情報課長</p> <p>※2事業者を交互に指名する。</p>